

平成23年9月22日

栃木県知事

福田 富一 様

栃木県議会みんなのクラブ

代表 阿久津 憲二



福島第一原発事故に伴う本県の観光風評被害への本賠償に対する
緊急要望について

東京電力株式会社は昨日、福島第一原発事故に伴う損害賠償において、国の原子力損害賠償紛争審査会が決定した中間指針に基づき、法人や個人事業主への本賠償に係る基準を発表しました。

このうち本県をはじめとする4県の観光業への被害については、原発事故だけではなく地震や津波などの影響もあるとして、減収率の20%を対象外としております。

こうした減収率の一律20%を対象外とする賠償基準は、各地域の実態を反映しておらず、また、事前に観光業界の声に耳を傾けていない一方的な内容となっております。

つきまして、栃木県議会みんなのクラブは、本県観光業の一刻も早い再建を確かなものにするべく、県は東京電力に対して、下記事項について可及的速やかに対応することを緊急要望するものです。

記

- 1 減収率の20%を対象外としている賠償基準について、その根拠を明確にすること。また、実態調査等を早急に実施し、各県・各地域の実状に応じた合理的な算定を行うこと。
- 2 事故発生日から8月31日までの損害に係る賠償金の支払いスケジュールについて期日が目前に迫っているが、請求にあたっての便宜を図るために十分な期間を確保するとともに、申請手続きの簡素化を図ること。